

## ⑫市民の皆さんの住まいにあった防犯対策を助成します

**対象者** 市内に住所を有している世帯の世帯主または世帯を構成する方のどちらか  
※市税を完納していることが助成の条件となります。

**助成対象** 居住する住宅に対し、居住者が平成 23 年 3 月 1 日以降、玄関・窓等に行った防犯対策で、かかった費用が 5,000 円以上のもの

**助成金額** 取り付けや交換等にかかった費用が 5,000 円以上でそのかかった費用の 1/2 (100 円未満切捨て) を助成。ただし、助成金の上限は 20,000 円で、一世帯 1 回のみ助成。

### 【助成の対象となる防犯対策】

| 場所          | 実施内容                      |
|-------------|---------------------------|
| 玄関          | 1 防犯性能の高い錠の取り付けまたは交換      |
|             | 2 補助錠の取り付けまたは交換           |
|             | 3 サムターンカバーの取り付けまたは交換      |
|             | 4 カム送り防止具の取り付けまたは交換       |
|             | 5 ガードプレートの取り付けまたは交換       |
| 窓           | 1 防犯フィルムの貼り付け             |
|             | 2 防犯ガラスへの交換               |
|             | 3 補助錠の取り付けまたは交換           |
|             | 4 面格子の取り付けまたは交換           |
|             | 5 ガラス破壊センサーの取り付けまたは交換     |
| 屋外<br>(敷地内) | 1 センサー付ライトの取り付け           |
|             | 2 センサー付アラームの取り付け          |
|             | 3 防犯カメラの取り付け (玄関外側に設置を含む) |
| その他※        | 1 自転車・自動二輪車等のツーロックの取り付け   |
|             | 2 自動車のハンドルロックの取り付け        |

※その他 1・2 の取り付けは、玄関・窓・屋外の防犯対策と合わせて行った場合のみ助成の対象となります。

### 【補助の対象にならないもの】

- 1 防犯対策以外の目的を有するもの (犬、門扉、フェンス、門灯等)
- 2 警備会社の委託契約
- 3 護身用具 (防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等)
- 4 屋内のセンサーライト、屋内のセンサーアラーム

**申請方法** 下記の書類を、市役所 (本所) 市民活動課防犯交通グループへ提出してください。

- (1) 笠間市住まいの防犯対策助成申請書
- (2) 防犯対策の内容およびその施工日または購入日が記載された領収書 (原本)
- (3) 施工写真 (完成写真)
- (4) 製品等を確認できるカタログ等 ※コピー可

### 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請は一世帯 1 回限りです。防犯対策は、住まいの状況を踏まえて行いましょう。
- (2) 賃貸住宅にお住まいの方が行う場合は、必ず所有者の同意を得てください。  
管理組合、管理者、オーナーが行ったものは対象となりません。
- (3) 事務所や事業所は対象となりません。
- (4) 職員が現地調査を行う場合があります。
- (5) この制度を利用した防犯対策で生じたトラブル、取り付け後の盗難等による損害については、市は一切その責任を負いません。
- (6) 新築等により設置した場合は、対象となりません。

**第 3 期申請期限** 平成 24 年 3 月 16 日 (金)

**問** 市民活動課 (内線 134)

⑥ページ **健康・医療・介護・育児など 24 時間年中無休無料で相談が受けられます。**  
かさま健康ダイヤル 24

## 【③「健康都市かさま宣言 (案)」】

**案件名** 健康都市かさま宣言 (案)

### 要旨

さまざまな課題解決に向け、希望と成長を感じ、持続できるまちづくりを進めていく上で、「健康」は重要なテーマであり、市全体で共有する理念として「健康都市かさま宣言 (案)」を行い、WHO が提唱する健康都市の取組みを踏まえながら、保健・医療、福祉、産業、教育、環境などさまざまな分野の活動を推進するとともに、それらの連携による相乗効果を得る仕組みを構築し、市民と行政が一体となって、安心と安全が確立された「健康な都市づくり」を推進する。

**実施期間 (意見提出期間)** 平成 24 年 1 月 31 日 (火) まで

**問・提出先** 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1 企画政策課 (内線 212)

FAX 0296-78-0612 Eメール info@city.kasama.lg.jp

## ⑨第二次笠間市行財政改革大綱を策定しました

**件名** 第二次笠間市行財政改革大綱

### 要旨

笠間市は、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間で推進期間とした「笠間市行財政改革大綱」に基づいた改革の取組みを終え、一定の成果をあげてきました。しかし、今までの行政の取組みだけでは限界があることから、民間の優れた視点や発想を取り入れ、民間活力を活かしながら市民満足度が向上するよう、限られた財源をより有効に活用する行政経営への転換をより一層進めていかなければなりません。

平成 23 年度から平成 28 年度の 6 年間で推進期間とした「第二次笠間市行財政改革大綱」を策定し、引き続き行財政改革に取り組みます。

**配布の場所** 行政経営課、または各支所地域課窓口で配布しています。また、笠間市ホームページからもダウンロードできます。(笠間市ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/>)

**問** 行政経営課 (内線 557)

## ⑩原発事故に伴う損害賠償請求の受付終了について

これまで、春作物のほ場廃棄や風評被害については 8 月を提出期限とし、提出漏れ分について損害賠償請求を続けてきましたが、東京電力原発事故農畜産物損害賠償茨城県協議会会長より、下記の請求については来年 1 月 10 日 (火) の申請をもって最後とし、締切後は個人で東京電力へ請求することとなる旨の通知がありましたのでお知らせします。

### 今後の対応について

◎1 月 10 日 (火) で受付を終了するもの  
(締切後は個人で東電へ直接請求)

- ①3、4 月のほ場廃棄
- ②3、4、5 月の風評被害
- ③11 月分までの契約栽培および外国人研修生の帰国による損害
- ④柿、栗、なし等の秋作物のほ場廃棄と風評被害
- ⑤10、11 月分の肉用牛の損害賠償

**問** 農政課 (内線 525、526、527)

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

## ⑪水戸法人会記念講演会「放射線と健康被害～食に対する安全とは～」を開催

東日本大震災後、各地域で放射性物質が土壌、植物、農作物、水道水等から検出されています。放射性物質は私たち人間にどのような影響を与えるのか、子どもたちの将来へどのような問題が関わってくるのかなど、医学専門家からみた健康に対する講演をいただきます。

**日時** 平成 24 年 1 月 22 日 (日)  
午後 2 時～3 時 30 分

**場所** 笠間公民館 大ホール

**講師** 植田美津恵さん (医学博士・医学ジャーナリスト)

※聴講無料

**問** 水戸法人会笠間地区会 TEL 0296-72-0844

友部地区会 TEL 0296-77-0532

岩間地区会 TEL 0299-45-5711

⑤ページ